

25宗監第249号
平成26年3月27日

様

宗像市監査委員 岩本隆志
宗像市監査委員 植木隆信

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成26年2月5日付けで提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

(別紙)

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果について

平成26年2月5日付けで提出された、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名

住所 宗像市

2 請求の内容

本件請求において対象となる財務会計上の行為(以下「対象行為」という。)及び請求人が求める措置の内容については次のとおりである。

(1) 対象行為

ア 旧玄海小学校解体工事(以下「解体工事」という。)

イ 旧玄海小学校解体工事監理業務委託(以下「工事監理業務」という。)

(2) 対象行為の受注者

ア 解体工事 有限会社 田中運輸建設

イ 工事監理業務 株式会社 西島建築設計事務所

(3) 対象行為の支出額

ア 解体工事 60,539,000円(税抜)

イ 工事監理業務 2,670,000円(税抜)

(4) 対象行為を違法または不当とする理由(宗像市職員措置請求書のまま)

当該計画(1)は、平成25年度予算において施工されているものであり、当初予算参考資料による第一段階の旧玄海小学校舎解体工事までは行われていたが、第二段階の運動広場整備工事に着手せず、げんかいの風の記載によると計画は廃止されたとある。

当該計画は、平成25年度宗像市予算に組み込まれ、議会のチェックも受け、承認されているところ、第一段階の工事で計画が廃止になったということは、その旧玄海小学校舎解体工事は無駄になったといわざるを得ない。

また、げんかいの風の記載によると新たに玄海小学校跡地整備活用検討会を設置し、跡地活用について検討するとされている。そもそも平成25年度予算計上以前にそのような検討会の検討を経て、野球場として活用することが決定していると思われるのであるが、当初の決定を工事途中で覆し、再度検討するということは不合理である。(別添：宗像市職員措置請求書)

(5) 求める措置の内容

旧玄海小学校跡地野球場整備計画（以下「野球場整備計画」という。）に関連する工事については是正することなどの必要な措置を講じること。

(6) 措置の対象とされた職員

宗像市長 谷井博美

第2 監査の実施

1 請求の提出と受理

平成26年2月5日に宗像市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が、宗像市の住民である請求人から提出された。

提出された措置請求書の要件を審査した結果、地方自治法第242条に規定された請求の要件を具備していると認め、同月12日に受理を決定した。

2 請求人による口頭意見陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年2月25日に請求人による口頭意見陳述の機会を設けたが、請求人は意見陳述に出席しない旨を回答した。

3 請求人が求める措置

請求人は措置請求書を提出したが、第1の2の(5)のとおり求める措置の内容が判然としないため、請求人による口頭意見陳述の機会に確認しようとしたが、請求人は口頭意見陳述を希望しなかった。

求める措置の内容を確認する機会が得られなかったことから、本件請求において請求人が求める措置の内容については措置請求書の内容から次のとおりと解した。

(1) 解体工事及び工事監理業務（以下「解体工事等」という。）を無駄にしないために野球場整備計画を実行すること

(2) 野球場整備計画を実行できない場合は、野球場整備計画の廃止により無駄となる解体工事等に係る費用の返還

4 監査の対象事項

措置請求書及び添付された事実証明を基に監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 対象行為の契約手続

(2) 旧玄海小学校校舎等の解体の経緯

(3) 野球場整備計画の経過と計画変更の理由

(4) 解体工事等と野球場整備計画の一体性

5 監査の対象部局

監査の対象部局は次のとおりである。

- ・宗像市都市建設部建築課（以下「建築課」という。）
- ・宗像市市民協働・環境部文化・スポーツ推進課（以下「文化・スポーツ推進課」という。）
- ・宗像市教育部学校管理課（以下「学校管理課」という。）
- ・宗像市経営企画部経営企画課世界遺産登録推進室（以下「世界遺産登録推進室」という。）

6 提出を求めた書類

対象部局である建築課及び文化・スポーツ推進課に対して次の書類の提出を求め、文化・スポーツ推進課から書類が提出された。なお、建築課からは対象行為が文化・スポーツ推進課から業務依頼を受けて行った業務であるため、書類を保有しておらず書類を提出することができない旨の回答を受けた。

(1) 建築課

対象行為に関する書類

(2) 文化・スポーツ推進課

ア 対象行為に関する書類

イ 野球場整備計画に関する書類

7 対象部局等への事情聴取

平成26年3月11日に、文化・スポーツ推進課、学校管理課及び世界遺産登録推進室から個別に事情を聴取した。なお、提出された書類を調査した結果、建築課に対しては事情聴取の必要がないと判断し、実施しなかった。

第3 監査の結果

1 提出書類により確認した内容

提出書類により確認した内容は次のとおりである。

(1) 解体工事の契約に関する書類

解体工事については工事請負契約が締結され、既に業務が完了している。契約は17者による一般競争入札を経て締結されており、入札及び契約手続きに不備はない。

また、業務の着手から完成まで一連の過程においても不備はない。

(2) 工事監理業務の契約に関する書類

工事監理業務については委託契約が締結され、既に業務が完了している。契約は5者による指名競争入札を経て締結されており、入札及び契約手続きに不備はない。

また、業務の着手から完成まで一連の過程においても不備はない。

(3) 野球場整備計画に関する書類

本件請求で請求人がいう野球場整備計画は、旧玄海小学校跡地に運動広場を整備する「運動広場整備事業」という事業名であり、その内容は次のとおりである。

ア 運動広場整備計画の概要

旧玄海小学校の校舎等の老朽化に伴い、平成20年11月の宗像市教育委員会において、宗像市立玄海小学校の改築場所を宗像市立玄海中学校の隣接地とする方針を決定したが、その場所が宗像市運動広場（野球場A）であったことから、平成22年11月の庁議において、旧玄海小学校の校舎等を解体した後に代替の野球場を整備するための運動広場整備計画を決定した。

イ 運動広場整備計画の変更

運動広場整備計画については、平成22年11月の庁議決定から現在までの間に当初の計画であった野球場の整備を取りやめ、多目的広場を整備する内容に変更されている。計画変更の理由等については次のとおりである。

(ア) 計画変更の理由等

運動広場整備計画が変更されることとなった理由は、旧玄海小学校跡地が世界遺産登録を目指している「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の緩衝地帯内にあり、宗像大社から神湊に向かう重要な軸線上にあるため、そこに野球場を整備して防球ネットを設置した場合の景観が今後の世界遺産登録活動に悪影響を与えかねないという判断に至ったためである。

そのため、運動広場整備計画の内容は防球ネットの設置が必要な野球場から防球ネットの設置を必要としない多目的広場に変更されている。

(イ) 計画変更の決定等

運動広場整備計画の内容を変更することについては、文化・スポーツ推進課が起案した平成25年12月6日付け起案文書「旧玄海小跡地の運動広場（野球場）整備に関する対応変更について」を平成26年1月28日に宗像市長が決裁している。

また、宗像市議会に対する説明が平成26年2月3日に行われている。

(4) 解体工事等と運動広場整備工事の財務会計上の関係

解体工事等と運動広場整備工事は、旧玄海小学校跡地を運動広場として整備するために運動広場整備事業費として平成25年度の予算に計上されている。その内訳は玄海小学校校舎解体工事及び玄海小校舎解体工事施工監理委託料と運動広場整備工事に区分されており、解体工事等の契約書類にも業務内容に野球場の整備は含まれていない。

以上のことから、解体工事等と運動広場整備工事は財務会計上、別の業務である。

2 事情聴取により確認した内容

事情聴取により確認した内容は次のとおりである。

(1) 文化・スポーツ推進課

ア 旧玄海小学校跡地に野球場を整備することを計画した理由は、宗像市運動広場(野球場A)に宗像市立玄海小学校を改築すれば野球場の数が減少するので、空地になる旧玄海小学校跡地に代替の野球場を整備しようとしたものである。

イ 旧玄海小学校が「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の緩衝地帯内に位置することから、運動広場の整備にあたっては、計画段階から市が作成した「世界遺産緩衝地帯内での宗像市公共施設等(建築物・構造物)における景観形成基準」を意識し、基準に適合する内容で進めていた。しかし、同じ緩衝地帯内にある公の施設(海の道むなかた館)の整備に対して、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議包括的保存管理計画策定委員会(以下「包括的保存管理計画策定委員会」という。)から整備内容を見直すよう強く提言され、内容が抜本的に見直された事例(2)があったことから、本件請求に係る運動広場整備計画についても再検討が行われた。

その結果、宗像大社から神湊に向かう軸線上にある旧玄海小学校跡地に野球用の防球ネットを設置した場合の景観が今後の世界遺産登録活動に悪影響を与えかねないという判断に至り、野球場整備の計画を中止した。

ウ 旧玄海小学校跡地は防球ネットの設置を必要としない多目的広場として利用するよう運動広場整備計画の内容を変更し、地域と調整を進めている。一方、野球場の建設については、玄海小学校を改築するにあたり、子供たちの学校環境を優先するということで地域と野球関係者の理解を得た経緯があるので、総合的な体育施設の在り方と併せて引き続き代替案を検討していく考えであり、これについては地域や野球関係者に対しても説明を行っている。

(2) 学校管理課

ア 玄海小学校を改築した理由は旧玄海小学校校舎等の老朽化である。具体的には、文部科学省が定めた「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(3)にある評価基準を旧玄海小学校に当てはめると、校舎は教育施設として著しく不適当な建物に該当し、体育館に至っては構造上危険な状態にある建物に該当していたことから、改築を行ったものである。

イ 旧玄海小学校を解体した理由は、前述の運用細目において、対象となった危険建物の改築工事が完成した場合は速やかに危険建物を取り壊さなければならないとされているからである。

また、規定により旧玄海小学校の校舎等をそのまま他の用途に利用することはできない。

ウ 宗像市における既存施設解体後の跡地利用に向けた処理については、解体後に跡地を利用する担当部署が既存施設の解体等を含めて整備を行う方針となっている。旧玄海小学校跡地には運動広場を整備することが計画されたため、文化・スポーツ推進課が旧玄海小学校の校舎等の解体の担当部署となっている。

(3) 世界遺産登録推進室

野球場の整備が中止となった理由等については、第3の2の(1)のイのとおりである。平成25年9月9日に包括的保存管理計画策定委員会から指摘を受けた後、整備を計画していた野球場についても包括的保存管理計画策定委員会の事務局において再度検討を行った。検討の結果、旧玄海小学校の跡地に野球場を整備し、防球ネットを設置した場合の景観が今後の世界遺産登録活動に悪影響を与えかねないという判断に至り、それを文化・スポーツ推進課に伝えた。

3 監査委員の判断

以上のことから、次のとおり判断した。

(1) 対象行為の契約に関する違法または不当の有無

対象行為である解体工事等の契約について、契約手続き上、違法または不当は認められない。

(2) 玄海小学校の改築と運動広場整備計画の関係

玄海小学校の改築と運動広場整備計画の関係について、当初、旧玄海小学校解体後の跡地利用に対する計画として一連の流れがあったことが認められる。しかし、解体工事等と野球場の整備は財務会計上別のものである。

また、解体工事等の業務内容には運動広場の整備に関する内容は全く含まれていない。

(3) 玄海小学校の改築及び旧玄海小学校の校舎等の解体の必要性

玄海小学校の改築の理由は旧玄海小学校の校舎等の老朽化である。旧玄海小学校は教育施設として危険な状況にあったことから、玄海小学校の改築は必要なものであったと認められる。

また、旧玄海小学校の校舎は、改築工事が完成した場合は速やかに取り壊さなければならないことが法令上規定されており、旧玄海小学校の校舎等に解体以外の選択肢はなかったことになる。つまり、旧玄海小学校の跡地利用に係る計画の如何にかかわらず、旧玄海小学校の校舎等は解体されなければならないものであった。

4 結論

以上のことから、本件請求については次のとおり決定した。

宗像市が発注した旧玄海小学校解体工事及び同工事監理業務委託について監査した結果、運動広場整備計画が廃止されたことを理由に対象行為である解体工

事等が無駄になるという請求人の主張は認められない。

また、対象行為の契約手続きと業務の履行にも不備がなく、違法または不当は認められないことから本件請求を棄却する。

注釈

- 1 旧玄海小学校跡地野球場整備計画（措置請求書中1の（1））
- 2 「包括的保存管理計画策定委員会」とは、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」を世界遺産として包括的に保存管理していくための基本方針と方法を定めた計画を策定するために設置された委員会である。海の道むなかた館の周辺整備工事についても、市が作成した「世界遺産緩衝地帯内での宗像市公共施設等（建築物・構造物）における景観形成基準」の基準に沿った内容であったが、平成25年9月9日に開催された委員会において、このまま整備を行った場合に、整備後の景観が今後の世界遺産登録活動に悪影響を与えかねないとして整備内容を変更するよう提言された。また、この提言を重く受け止めて整備内容を見直している。
- 3 玄海小学校を改築した理由の説明にあたり、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」、「学校施設環境改善交付金交付要綱」、「学校施設環境改善交付金交付要綱別表1（本土に係るもの）」及び「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」の提示を受け、その内容を確認した。